

0歳から高校生年代※1 までの児童を
養育しており、現在児童手当・特例給付
を受給していますか

はい

令和6年10月時点で高校生年代※1
の児童を養育していますか

はい

大学生年代※2 の子を養育していて、
その子を第1子とカウントした場合、
子の数が3人以上となりますか

はい

B：高校生年代は手続きは不要です
大学生年代は手続きが必要です
(確認書等) ※3

いいえ

C：手続きは不要です
※児童と別居されている方は申請が必要です

いいえ

A：手続きが必要です
(新規申請)

いいえ

大学生年代※2 の子を養育していて、
その子を第1子とカウントした場合、
子の数が3人以上となりますか

はい

D：手続きが必要です (確認書等) ※3

いいえ

E：手続きは不要です

※1：平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童

※2：平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれで、かつ受給者が学費や生活費等を負担している子

※3：お子様と同居されている方は、「監護相当・生活費の負担についての確認書」、
お子様と別居（別世帯含む）されている方は、「額改定申請書」、「監護相当・生活費の負担についての確認書」の提出が必要です。